

労働力を確保したい農家の方へ

松戸市農業サポート事業のご案内



みのりちゃん

松戸いきいき地場野菜・果実

松 戸 市

Q：松戸市農業サポート事業とは？

A：農家の方と市民の方がそれぞれ農作業についての条件登録を行い、各自が自分の条件に合った相手側と個別に交渉・契約を行う制度です。従って、農作業の忙しい期間だけなど農家側の都合に合わせた雇用をすることもできます。

Q：登録をするのにはどうすればいいの？

A：別添の農業サポート登録票(農家用)に必要な事項を記入して、市役所農政課に提出していただければ、登録は完了します。
後日、登録証を交付します。(登録は随時受け付けています。)

Q：条件にあった人を探すにはどうすればいいの？

A：農家及び市民双方の登録票は、市役所農政課と市内 JA 各本支店の窓口で閲覧できますので、自分の条件に合った人を探してください。条件に合った人が見つかったら、電話等で直接交渉(面談等)をして雇用契約を行ってください。
なお、登録票を閲覧するには登録証が必要です。

Q：契約が成立したらどうすればいいの？

A：別添の労働条件確認書(雇用契約書)を取り交わしていただいたら、市役所農政課に契約が成立した旨、連絡してください。
雇用開始時には保険(傷害保険・労働保険など)に加入することをお勧めします。
また、雇用が終了したときも、市役所農政課に契約が終了した旨、連絡してください。
なお、市などによる技術指導の予定はありません。
さらに契約や中途等の契約解除は各自でお願いします。

(問い合わせ先)

松戸市経済担当部農政課

TEL 047-366-7328

農業サポート登録票(農家用)

平成 年 月 日

ふりがな 氏名	住所		松戸市										
	電話												
農業体系													
作物名	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ボランティア希望 有 ・ 無													
募集作業内容		就業条件											
1 作業名	①期間 から まで ②曜日 ③時間 から まで ④賃金 円/時間 ⑤その他												
2 作業名	①期間 から まで ②曜日 ③時間 から まで ④賃金 円/時間 ⑤その他												
その他の就業条件													
・休憩時間	有 ・ 無		・休憩所		有 ・ 無								
・交通費	有 ・ 無		・更衣室		有 ・ 無								
・賃金支払方法	日払・定期		・作業所トイレ		有 ・ 無								
・その他			・										
その他	何かありましたら記入してください												

※農業サポート希望者にこの登録票を閲覧されることを承諾の上、提出します。

労働条件確認書

雇用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
仕事の内容	
労働時間等	1 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 (うち休憩時間 分) 2 1日(午前 時 分～午後 時 分) (うち休憩時間 分) 3 休日 曜日
賃金等	1 賃金 円(時間給・日給・月給) 2 交通費 有(円) 無 3 支払方法 日払い 定期払い(週給・月給)
見習い期間等	見習い期間 月 日～ 月 日 ・上記の見習い期間中は雇用主、雇用者が労働に適さないと判断した場合は双方ともに契約を解除できる。 ・雇用期間内においても農作物の生育状況や災害等により作業項目が不要になった場合は、雇用の中断や契約の解除をすることがある。
その他の協議事項	

上記のとおり確認します。

平成 年 月 日

雇用者住所

雇用者氏名印

雇用主住所

雇用主氏名印